

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の減額に係る基準を見直すため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

3 条例の概要

- (1) 低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる場合には、当該基準額に、これらの者の数の合計数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えること等とした。（第41条、附則第4条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(保険料の減額) 第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）	(保険料の減額) 第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）

の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 略
イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて

の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 略
イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて

前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

2

） 略

4

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第41条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

に520,00

0円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

2

） 略

4

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第41条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と _____ する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○地方税法

(所得控除)

第三百十四条の二 略

2 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円
- 二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円
- 三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十五万円

3

） 略

1 2

○国民健康保険法施行令（国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）の規定による改正前のもの）

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）
 - 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
 - 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）
- 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額である

こと。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按あん分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

- 六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按あん分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按あん分して算定するものであること。
- 八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按あん分すること。
- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
- 九 第三号の基礎賦課額は、六十三万円を超えることができないものであること。
- 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
- イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額
- ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
- (1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- (2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額
- 二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按あん分して算定すること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按あん分して算定すること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按あん分して算定すること。

七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定すること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按あん分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十九万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按あん分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按あん分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按あん分して算定するものであること。
- 七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按あん分して算定するものであること。
- 八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。
- 5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険

者均等割額)を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第十三条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第二十九条の七第五項第一号中「総所得金」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)」と、「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」とする。

厚生労働大臣	加藤 勝信
内閣総理大臣	安倍 晋三

限る。をい、給与所得を有する者を除く。の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三十四条の第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額に、同項に規定する金額を「同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第三号中「第三百十四条の第二項に規定する金額」を「第三百十四条の第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第十三条中「総所得金額」を「総所得金額及び二に、金額」及び「金額」に改め、「地方税法附則第三十三條の第二項」との下に「二百五十万円」とあるのは「二百二十五万円」とを加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額」の下に「し、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額」の下に「し、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第四条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「除く」を「除き、所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合」に、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする」に、山林所得金額、同法を「山林所得金額、地方税法」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合）に、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改める。

第十二条第四項中「総所得金額」を「公的年金等」に、「総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）（所得税法第三十五條第二項に規定する公的年金等（第十一條に規定する給付を除く。）の支給を受ける者については、同法第三十五條第四項の規定を適用して算定した総所得金額とし、第十一條に規定する給付の支給を受ける者については、当該給付を同法第三十五條第二項に規定する公的年金等とみなし、かつ、同条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）」を「公的年金等若しくは第十一條に規定する給付（同項に規定する公的年金等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」に、「同法附則第三十三條の第三項」を「同法第三十五條第二項第一号」に、「地方税法附則第三十三條の第三項」を「第十一條に規定する給付についても同法第三十五條第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「合計所得金額をいう」を「合計所得金額をい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」に改める。

第十五条第一項第六号中「（昭和四十年法律第三十三号）を削り、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額」の下に「し、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

第十八条第四項第一号中「第三百十四条の第二項に規定する金額」を「第三百十四条の第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第三項に規定する総所得控除額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得に比べて同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与所得に係る金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三十四条の第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得に比べて同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三十四条の第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改め、同項第三号イ中「第三百十四条の第二項に規定する金額」を「第三百十四条の第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第四号中「同条第二項に規定する金額」を「同条第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第三条中「第十八條第四項第一号中「総所得金額」を「第十八條第四項第一号中「総所得金額及び二に、金額」と、同法」を「金額」及び「金額」に改め、「地方税法附則第三十三條の第二項」との下に「二百五十万円」とあるのは「二百二十五万円」とを加え、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「第三百十四条の第二項」を「第三百十四条の第二項第一号」に改める。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十二条第一項第四号、第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五條第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三條、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）第十条及び同法第二十六條の五において準用する同法第二十三條並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七條第一項第二号、第八十四條第二項及び第百四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第一項中「合計所得金額をいう」を「合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする」に改める。

第二十九條の三第二項中「（昭和四十年法律第三十三号）を削り、同条第四項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、総所得金額と」の下に「し、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるもの」とを加え、同条第十項中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」を「第三百十四

條の二第二項第一号に定める金額（当該世帯主並びに当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中に第二十九條の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中に第二十九條の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計額以下この号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四條の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改める。

第二十九條の四の三第六項中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」を「第三百十四條の二第二項第一号に定める金額（当該世帯主及びその世帯員並びに特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日まで）のいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日まで）のいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九條の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日まで）のいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九條の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計額（以下この号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四條の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改める。

第二十九條の七第五項第一号中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」を「第三百十四條の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第三項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四條の二第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

食品衛生法の改正により営業の届出に関する制度が創設されたことに伴い、届出をしなければならない営業の区分を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 食品販売業（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 7 項に規定する営業を除く。）を営む者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならないこととした。（第 3 条関係）
- (2) 寄宿舍、学校、病院、工場等の施設における継続的な給食であって、営利を目的としないものを開始したときに行う届出等に関する規定を削ることとした。（旧第 8 条から旧第 12 条まで関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条関係）
- (4) この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(食品衛生検査施設の設備等の基準) 第2条 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。次項において「政令」という。)第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 2 略 (食品営業の届出) 第3条 <u>食品販売業(法第4条第7項に規定する営業を除く。)</u>を営む者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。	(食品衛生検査施設の設備等の基準) 第2条 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。次項及び次条において「政令」という。)第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 2 略 (食品営業の届出) 第3条 <u>次に掲げる営業</u>を営む者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 (1) <u>乳搾取業</u> (2) <u>食品製造業(政令第35条に規定するもの及び魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)第2条第2項に規定するものを除く。)</u> (3) <u>野菜又は果物の販売業</u> (4) <u>そうざい販売業</u> (5) <u>菓子販売業(パン販売業を含む。)</u> (6) <u>食品販売業(政令第35条に規定するもの、魚介類行商等に関する条例第2条第1項及び第3項に規定するもの並びに前3号に掲げるものを除く。)</u> (7) <u>食品添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)</u>の製造業 (8) <u>食品添加物販売業</u> (9) <u>氷雪採取業</u> (10) <u>法第4条第4項に規定する器具の製造業又は販売業</u> (11) <u>法第4条第5項に規定する容器包装の製造業又は販売業</u> (12) <u>食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第78条に規定するおもちゃの製造業又は販売業</u> (食品営業届出済証の交付等) 第4条 市長は、<u>法第57条第1項及び前条の規定による届出があったときは、その届出を行っ</u>

た者 _____ に対し食品営業届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により食品営業届出済証の交付を受けた者 _____ は、食品営業届出済証を営業施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 3 食品営業届出済証の交付を受けた者 _____ は、食品営業届出済証を亡失し、汚損し、又は毀損したときは、速やかに、食品営業届出済証の再交付を市長に申請しなければならない。

(届出営業者の地位の承継等)

第5条 第3条の届出を行った者(以下「届出営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該届出に係る営業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該営業の全部を承継した法人は、その届出営業者の地位を承継する。

2 略

た者(以下「届出営業者」という。))に対し食品営業届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により食品営業届出済証の交付を受けた届出営業者は、食品営業届出済証を営業施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 3 食品営業届出済証の交付を受けた届出営業者は、食品営業届出済証を亡失し、汚損し、又は毀損したときは、速やかに、食品営業届出済証の再交付を市長に申請しなければならない。

(届出営業者の地位の承継等)

第5条 届出営業者について

_____ 相続、合併又は分割(当該届出に係る営業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該営業の全部を承継した法人は、その届出営業者の地位を承継する。

2 略

(施設給食の届出)

第8条 寄宿舍、学校、病院、工場等の設置者は、その施設において継続的な給食であって、営利を目的としないものを開始したときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

。

(施設給食届出済証の交付等)

第9条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その届出を行った者(以下「届出施設給食者」という。))に対し施設給食届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により施設給食届出済証の交付を受けた届出施設給食者は、施設給食届出済証を給食施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 3 施設給食届出済証の交付を受けた届出施設給食者は、施設給食届出済証を亡失し、汚損し、又は毀損したときは、速やかに、施設給食届出済証の再交付を市長に申請しなければならない。

。

(届出施設給食者の地位の承継等)

第10条 届出施設給食者について相続、合併又は分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該

(委任)
第8条 略

事業の全部を承継した法人は、その届出施設給食者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出施設給食者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設給食に係る届出事項の変更の届出)

第11条 届出施設給食者は、規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設給食の廃止の届出)

第12条 届出施設給食者は、当該届出に係る給食を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第13条 略

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○食品衛生法

第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

- ② この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
- ③ この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。
- ④ この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- ⑤ この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。
- ⑥ この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。
- ⑦ この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
- ⑧ この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。
- ⑨ この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

○食品衛生法施行令（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の規定による改正後のもの）

（営業の指定）

第三十五条 法第五十四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

三 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）

四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同

- じ。)を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売するもの及び同号に該当するものを除く。)
- 五 魚介類競り売り営業(鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。)
- 六 集乳業(生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)
- 七 乳処理業(生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造(小分けを含む。以下この号において同じ。))をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品(飲料に限る。))若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。)
- 八 特別牛乳搾取処理業(牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。)
- 九 食肉処理業(食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。)
- 十 食品の放射線照射業
- 十一 菓子製造業(菓子(パン及びあん類を含む。))を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。)
- 十二 アイスクリーム類製造業(アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。)
- 十三 乳製品製造業(粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造(小分け(固形物の小分けを除く。))を含む。))をする営業をいう。)
- 十四 清涼飲料水製造業(生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品(飲料に限る。))の製造(小分けを含む。))をする営業をいう。)
- 十五 食肉製品製造業(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(以下この号において「食肉製品」という。))を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。)
- 十六 水産製品製造業(魚介類その他の水産動物若しくはその卵(以下この号において「水産動物等」という。))を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。)
- 十七 氷雪製造業
- 十八 液卵製造業(鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む。))をする営業をいう。)
- 十九 食用油脂製造業(マーガリン又はショートニング製造業を含む。)
- 二十 みそ又はしょうゆ製造業(みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。)
- 二十一 酒類製造業(酒類の製造(小分けを含む。))をする営業をいう。)
- 二十二 豆腐製造業(豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。)
- 二十三 納豆製造業
- 二十四 麺類製造業(麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。)
- 二十五 そうざい製造業(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。))、焼物(いため物を含む。))、揚げ物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。)

二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）

二十七 冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）

二十八 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）

二十九 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）

三十 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号に該当するものを除く。）をいう。）

三十一 食品の小分け業（専ら第十一号、第十三号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。）

三十二 添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

第三十五条の二 法第五十七条第一項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 食品又は添加物の輸入をする営業

二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業

四 器具又は容器包装（第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業

五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

○食品衛生法施行規則（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生省令第87号）の規定による改正後のもの）

第七十条の二 法第五十七条第一項の規定による営業の届出をしようとする者（以下「届出営業業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一 届出者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日及び住所（法人にあつてはその名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））

二 施設の所在地（自動車において営業をする場合にあっては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）

三 営業の形態及び主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報

四 食品衛生責任者の氏名（ふりがなを付す。ただし、令第一条に規定する材質が使用された器具

又は容器包装を製造する営業者を除く。)

第七十一条 許可営業者又は届出営業者は、第六十七条第一号から第六号まで（第二号にあつては自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り、第三号にあつては営業の種類を除く。）、第六十八条第一項第一号（生年月日を除く。）、第六十九条第一項第一号、第七十条第一項第一号又は前条第一号から第四号まで（第二号にあつては、自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限る。）に掲げる事項に変更があつたときは、その施設の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに届け出なければならない。

第七十一条の二 許可営業者又は届出営業者は、廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合にあつては、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名（ふりがなを付す。）及び住所（法人にあつては、名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））
- 二 施設の住所（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）
- 三 廃業年月日
- 四 許可営業者にあつては、施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

政

令

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 菅原 一秀

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十二号

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項、第二十六条第一項及び第五十条の二第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七十五条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

（法第十八条第三項の材質）

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。

第二条及び第三条 削除

第五条第一項中「又は器具」を「器具又は容器包装」に改める。

第十三条中「食肉製品」の下に「（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）」を加え、「シヨートニング」を「シヨートニング」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（小規模な営業者等）

第三十四条の二 法第五十条の二第二項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。

一 食品を製造し、又は加工する営業者であつて、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

二 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をい

い、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号において同じ。）又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第二項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱い食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

第三十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 飲食店営業

二 喫茶店営業

第三十五条第五号中「アイスシャーベット、アイスキャンデー」を「アイスシャーベット、アイスキャンデー」に改め、同条第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類焼く売営業」に、「せりの」を「焼く」に改め、同条第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同条第二十四号中「シヨートニング製造業」を「シヨートニング製造業」に改め、同条第二十六号中「醬、油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同条第二十七号中「果実ピューレ、ケチャップ」を「果実ピューレ、ケチャップ」に改め、同条第三十号中「納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同条第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同条第三十四号中「第一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「こと」の下に「（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品衛生法第八條第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。

第五十八條第二号を次のように改める。

二 食品衛生法第五十条の二第二項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。

附 則

この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（衛生管理等の基準）

第十一条 厚生労働大臣は、食鳥処理場の衛生的な管理、食鳥、食鳥のたい、食鳥中核とたい及び食鳥肉等の衛生的な取扱いその他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 食鳥処理場の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者にあつては、その食鳥処理をする食鳥の羽数に応じた取組）に関すること。

2 食鳥処理業者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十七条第一項第四号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。」を削り、「届け出た者」を「届け出たもの」に改める。

第三十九条第二項中「食品衛生法」の下に「昭和二十二年法律第二百三十三号」を加える。

第四十条中「第六十条」を「第六十五条」に改める。

第四十条の二第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定（食品衛生法の食品衛生法目次及び題名の改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十二條の二に二条を加える改正規定、同法第二十二條第一項及び第二項、第二十四條第二項第三号並びに第五十八條第一項の改正規定並びに同法第六十条の次に一条を加える改正規定に限る。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定、第三条中「畜場法第二十條の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七條第一項第四号、第三十九條第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五條から第二十一條まで及び第二十四條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（食品等の輸入に関する経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第十一条第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売（食品衛生法第五条に規定する販売をいう。附則第四条において同じ。）の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品（同法第四条第一項に規定する食品をいう。次条において同じ。）又は添加物（同法第四条第二項に規定する添加物をいう。）を輸入するよう努めなければならない。

（総合衛生管理製造過程の承認に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法（以下この条及び附則第五条において「旧食品衛生法」という。）第十三条第一項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、当該承認の有効期間（旧食品衛生法第十四条第一項

に規定する有効期間をいう。）の満了の日までは、なお従前の例による。この場合において、旧食品衛生法第十三条第六項中「第十一条第一項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第四十六号）第一条の規定による改正後の食品衛生法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（器具及び容器包装の規制に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業（食品衛生法第四条第七項に規定する営業をいう。）上使用されている器具（同条第四項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）については、新食品衛生法第十八条第三項及び第五十条の四（第二条の規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後にあつては、同条の規定による改正後の食品衛生法（以下「第三号新食品衛生法」という。）第五十三条）の規定は、適用しない。

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

第五条 新食品衛生法第五十条の二第二項（第三号施行日以後にあつては、第三号新食品衛生法第五十一条第二項）に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、旧食品衛生法第五十条第二項の規定により定められた基準によることとする。

第六条 第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後のと畜場法（次項及び附則第三十一条第一項第二号において「新と畜場法」という。）第六条第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、第三条の規定による改正前のと畜場法（次項において「旧と畜場法」という。）第六条の規定により定められた基準によることとする。

2 新と畜場法第九条第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、旧と畜場法第九条の規定により定められた基準によることとする。

第七条 第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（附則第十一条第三号において「新食鳥処理法」という。）第十一条第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、第四条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十一条の規定により定められた基準によることとする。

（営業の届出に関する経過措置）

第八条 第二条の規定の施行の際現に第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定による届出をしなければならぬ営業（同項に規定する営業をいう。次条において同じ。）を営んでいる者は、同項の規定にかかわらず、第三号施行日から起算して六月を経過する日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

（施行前の準備）

第九条 営業を営もうとする者は、第三号施行日前においても、第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定の例により、都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五十五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長）に届出をすることができ、この場合において、当該届出をした者は、第三号施行日において第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第十二条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第六十六条中「第五十二条、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条及び第六十三条」を「第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条」に改め、同条を第七十六条とし、第六十五条の五を第七十五条とし、第六十五条の四を第七十四条とし、第六十五条の三を第七十三条とする。

第六十五条の二第一項中「第六十四条第一項本文」を「第七十条第一項本文」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十二条とし、第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十条の二第二項若しくは第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条に改め、同条第四項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十条とし、第六十三条を第六十九条とする。

第六十二条第一項中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項並びに第五十条の四」を「第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条」に、「第五十八条から第六十条まで」を「第六十三から第六十五条まで」に改め、同条第三項中「第五十条の二、第五十一条及び第五十四条から第五十六条まで」を「第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とし、第六十条の二を第六十六条とし、第五十八から第六十条までを五条ずつ繰り下げる。

第五十七条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条第一項（第六十二条第一項）」を「第五十五条第一項（第六十八条第一項）」に改め、同条第四号中「第五十四条（第六十二条第一項）」を「第五十九条（第六十八条第一項）」に改め、同条第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八号第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十六条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、第九章中同条を第六十一条とする。

第五十五条第一項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」を「第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項」に、「第五十二条第二項第一号」を「第五十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」を「第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項第一項」に改め、同条を第六十条とし、第五十四条を第五十九条とし、第五十三条を第五十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十七条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項の許可を受けた者」とあるのは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と読み替えるものとする。

第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収す

るとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

第五十二条第二号中「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十一条中「飲食店営業その他」を削り、「施設につき」の下に「厚生労働省令で定める基準を参酌して」を加え、「業種別に」を削り、同条を第五十四条とし、第五十条の四を第五十三条とし、第五十条の三を第五十二条とする。

第五十条の二第一項中「第五十一条」を「第五十四条及び第五十七条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

（と畜場法の一部改正）

第三条 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（と畜場の衛生管理）

第六条 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

二 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第九条を次のように改める。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第九条 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

二 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十八条第一項第四号中「第六条」を「第六条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

第二十号中「第六十条」を「第六十五条」に改める。

第二十一条第一項中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を「第五十条第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」に、「第八十五条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条第二項中「器具若しくは」を「器具又は」に、「第九十条第二項、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を「第五十条第二項、第五十条の三第二項、第五十条の四第一項」に、「第九十条第一項」を「第九十条第二項」に改める。

第五十八条第一項中「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「及び」という。）を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 前条に規定する場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。

第六十二条第一項中「第八条」を「第九条」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「第二十条まで」の下に「第十八条第三項を除く。」を、「第五十六条まで」の下に「（第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項並びに第五十条の四を除く。）」を加え、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「第三十条まで」の下に「第五十条の二」を加える。

第六十四条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第二十三条第一項」に、「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に「又は第五十条の二第二項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加える。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

第六十五条の四 厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。

第六十五条の五 都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

第七十一条第一項第一号中「第九条第一項又は第十条」を「第十条第一項又は第十二条」に改める。

第七十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第七十三条第一号中「第九条第二項」を「第十条第二項、第十一条」に、「第二十五条第一項」を「若しくは第三項、第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第七十八条各号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十七条」を「第六十二条」に、「第六十一条」を「第六十一条」に、「第六十二条」を「第六十二条」に改める。

第八十一条第一項中「第六十四条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第二十一条の三第一項中「第六十条の二」を「第六十六条」に改める。

第三十九条第一項中「第七十九条」を「第八十九条」に改める。

第七十九条を第八十九条とする。

第七十八条第一号中「第七十一条又は第七十二条」を「第八十一条又は第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第二号中「第七十二条」を「第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第七十三条又は第七十五条」を「第八十三条又は第八十五条」に改め、同条を第八十八条とする。

第七十七条中「第七十一条から第七十三条まで」を「第八十一条から第八十三条まで」に改め、同条を第八十七条とし、第七十六条を第八十六条とする。

第七十五条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「又は第四十八条第八項」を「第四十八条第八項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、「含む」の下に「第五十七條第一項又は第五十八条第一項」を加え、同条を第八十五条とし、第七十四条を第八十四条とする。

第七十三条第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十八条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第四号中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五号中「第五十六条（第六十二条第一項）」を「第六十一条（第六十八條第一項）」に、「第六十六条」を「第七十六条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十一条第一項第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第三号中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八條第一項」に、「第六十六条」を「第七十六條」に、「第五十四条第二項」を「第五十九条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八條第三項」に、「第五十五条」を「第六十条」に改め、同条を第八十一条とする。

第十章中第七十条を第八十条とする。

第六十九条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十一条」を「第五十四条」に、「飲食店営業その他販売の営業であつて」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「第五十四条」を「第五十九条」に、「第五十八條」を「第六十三條」に、「第五十九條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十八條第一項中「第五十四条第二項（第六十二条第一項）」を「第五十九條第二項（第六十八條第一項）」に改め、同条を第七十八條とし、第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第六十七條を第七十七條とする。

第二章 食品及び添加物（第五条―第十四条）

三 次条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

一般家庭等から排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処理を有料化し、並びに大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料を引き上げることにより、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに受益者負担の適正化を図るため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条及び第 227 条

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 13 条第 2 項

3 条例の概要

(1) 占有者等及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならないこととするとともに、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならないこととした。（第 22 条の 2 関係）

(2) 市長は、一般廃棄物を不適正に排出した占有者等及び事業者を特定するために必要があると認めるときは、当該一般廃棄物に関し必要な調査を行うことができることとした。（第 22 条の 3 関係）

(3) 市長は、一般廃棄物を不適正に排出した占有者等及び事業者に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。（第 22 条の 4 関係）

(4) 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しないこと等とした。（第 35 条関係）

(5) 市長は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物の一般廃棄物処理手数料を納付した者等に指定収集袋を交付することとした。（第 35 条の 2 関係）

(6) 指定収集袋を使用して廃棄物を排出する場合の一般廃棄物処理手数料の額を定めるとともに、大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額を引き上げることとした。（別表第 1 関係）

(7) 一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を直接搬入する場合の費用の額を引き上げることとした。（別表第 2 関係）

(8) 所要の規定を整備することとした。（第 35 条の 3、第 36 条関係）

(9) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
	(市が処理する事業系一般廃棄物等) 第 2 2 条 略 (一般廃棄物の排出方法) 第 2 2 条の 2 占有者等及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。 2 占有者等及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物（別表第 1 の 1 の項、2 の項、3 の項及び 4 の項第 2 号に規定する一般廃棄物を除く。）を排出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。 (調査) 第 2 2 条の 3 市長は、前条の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者を特定するため必要があると認めるときは、当該一般廃棄物に関し必要な調査を行うことができる。 (改善勧告) 第 2 2 条の 4 市長は、第 2 2 条の 2 の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者に対し、排出方法の改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (一般廃棄物処理手数料) 第 3 5 条 略 2 略 3 略 4 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。 (指定収集袋の交付) 第 3 5 条の 2 市長は、一般廃棄物処理手数料（別表第 1 の 4 の項第 1 号及び第 4 号に規定するものに限る。次項において同じ。）をあらかじめ			(市が処理する事業系一般廃棄物等) 第 2 2 条 略 (一般廃棄物処理手数料) 第 3 5 条 略 2 略 3 略 4 前 3 項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に關し必要な事項は、規則で定める。	

じめ納付した者に指定収集袋を交付する。

- 2 市長は、前条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けた者に指定収集袋を交付することができる。

(規則への委任)

第35条の3 前2条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に關し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物処分費用)

第36条 略

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、第35条第2項及び前条の規定を準用する。

別表第1 (第35条関係)

種別	取 扱 区 分	手数料
略	略	略
4 その他一般廃棄物	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから指定収集袋を使用して排出されるもの ア 5リットル袋 イ 10リットル袋 ウ 20リットル袋 エ 40リットル袋	1袋につき10円 1袋につき20円 1袋につき40円 1袋につき80円
	(2) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ (一辺の長さがおおむ	1個につき70円

(産業廃棄物処分費用)

第36条 略

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

別表第1 (第35条関係)

種別	取 扱 区 分	手数料
略	略	略
4 その他一般廃棄物	(1) 事業活動に伴い排出されるものであってその量が常時1日10キログラム以上のもので市が収集し、運搬し、及び処分するもの (2) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	1キログラムにつき25円 10キログラムにつき240円
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ (一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満のもの (イに掲げるものを除く。))	1個につき50円

ね50センチメートルを超え2メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。）をいう。）	0円
イ 特定大型ごみ（一边の長さがおおむね1メートルを超え2メートル未満のもので規則で定めるものをいう。）	1個につき1,400円
ウ 特定粗大ごみ（一边の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難いものとして規則で定めるものをいう。）	1個につき700円
(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	
ア 100キログラム以下のもの	1回につき1,400円
イ 100キログラムを超えるもの	1回につき1,400円に10キログラム増すごとに140円を加えて得た額
(4) 事業活動に伴い排出されるもので指定収集袋を使用して排出されるもの	
ア 20リットル袋	1袋につき150円
イ 40リットル袋	1袋につき300円

イ 特定大型ごみ（一边の長さがおおむね1メートルを超え2メートル未満のもので規則で定めるもの）	1個につき1,000円
ウ 特定粗大ごみ（粗大ごみのうち一边の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難いものとして規則で定めるもの）	1個につき500円
(4) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	
ア 100キログラム未満のもの	1回につき600円
イ 100キログラムのもの	1回につき1,200円
ウ 100キログラムを超えるもの	1回につき1,200円に10キログラム増すごとに120円を加えて得た額

	(5) 事業活動に伴い排出されるもので 規則で定める一般廃棄物処理施設に 直接搬入するもの	<u>10キログラム につき280円</u>
--	---	----------------------------

備考 略

別表第2（第36条関係）

取 扱 区 分	費用
第22条第3項の規定により市長が定めた産業廃 棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬 入するもの	<u>10キログラム につき280円</u>

備考 略

別表第2（第36条関係）

取 扱 区 分	手数料
第22条第3項の規定により市長が定めた産業廃 棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬 入するもの	<u>10キログラム につき200円</u>

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮こ、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(地方公共団体の処理)

第十三条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする

。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正に伴い、一般廃棄物を排出する場合に使用する指定収集袋の材質等を定めるとともに、一般廃棄物処理手数料を減免することができる者の範囲を拡大する等のため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第22条の2第2項、第35条、第41条及び別表第1

3 規則の概要

- (1) 指定収集袋は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が識別できる程度の透明性を有する等のものとするとし、資源物等を他の一般廃棄物と分別して排出する場合は、指定収集袋の使用を要しないこととした。（第7条の2関係）
- (2) 指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出の量の限度を定めることとした。（第7条の3関係）
- (3) 指定収集袋を使用する場合の一般廃棄物処理手数料の減免を行うことができる者は、生活保護法の規定による被保護世帯等並びに児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者及び茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成を受けている者が属する世帯に属する者とし、その減免の額及び限度を定めることとした。（第23条関係）
- (4) 指定収集袋の種類及び容量を定めることとした。（別表第1関係）
- (5) 所要の規定を整備することとした。（第20条、第21条、別表第2関係）
- (6) この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(多量の一般廃棄物) 第7条 略 <u>(指定収集袋等)</u> 第7条の2 <u>条例第22条の2第2項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、別表第1に定めるものとする。</u> 2 <u>条例第22条の2第2項ただし書に規定する場合は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と分別し、排出する場合とする。</u> (1) <u>資源物</u> (2) <u>草、葉及び枝</u> (3) <u>紙おむつ</u> (4) <u>ストーマ装具の使用及び腹膜透析により生じる廃棄物</u> (5) <u>乾電池</u> (6) <u>蛍光灯、水銀体温計その他の水銀又はその化合物が使用されている廃棄物</u> (7) <u>その他市長が特に必要と認めるもの</u> (指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出) 第7条の3 <u>指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出は、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度とする。</u> (手数料等の算定の基礎等) 第20条 略 2 略 3 <u>条例別表第1の1の項第2号並びに4の項第3号及び第5号</u> に掲げる一般廃棄物処理手数料並びに条例別表第2に掲げる産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量は、市長の計量する数量による。 4 <u>条例別表第1の4の項第3号及び第5号並びに別表第2の規則で定める一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び破碎処理施設とする。</u> 5 <u>条例別表第1の4の項第2号イに規定する規則で定める特定大型ごみ及び同号ウに規定する規則で定める特定粗大ごみは、別表第2に掲げるものとする。</u> (手数料等の徴収) 第21条 <u>条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。この場合において、市長は、納入通知書により徴収するときは、これを納期限</u>	(多量の一般廃棄物) 第7条 略 (手数料等の算定の基礎等) 第20条 略 2 略 3 <u>条例別表第1の1の項第2号並びに4の項第1号、第2号及び第4号</u>に掲げる一般廃棄物処理手数料並びに条例別表第2に掲げる産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量は、市長の計量する数量による。 4 <u>条例別表第1の4の項第2号及び第4号並びに別表第2の規則で定める一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び破碎処理施設とする。</u> 5 <u>条例別表第1の4の項第3号イに規定する規則で定める特定大型ごみ及び同号ウに規定する規則で定める特定粗大ごみは、別表に</u> 掲げるものとする。 (手数料等の徴収) 第21条 <u>条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。この場合において、市長は、納入通知書により徴収するときは、これを納期限</u>

の10日前までに交付しなければならない。

(1) 条例別表第1の1の項第1号 _____
_____に規定するものについては、1年分を4
期に区分し、各期の末日までに徴収する。

(2) 略

(3) 略

(4) 条例別表第1の4の項第1号、第2号及び
第4号に規定するものについては、処理前に
徴収する。

(5) 条例別表第1の4の項第3号及び第5号に
規定するものについては、搬入の都度徴収す
る。ただし、市長が認めたときは、搬入した
日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

(6) 略

2 略

(手数料の減免)

第23条 条例第35条第3項の規定による一般
廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる
場合に行うものとし、その額は、当該各号に定
めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律（平成6年法律第30号）の規定に
よる支援給付受給世帯（次号において「被保
護世帯等」という。）に属する者が条例別表
第1の3の項及び4の項第2号及び第3号に
規定する一般廃棄物を排出するとき 免除

(3) 次に掲げる世帯に属する者が条例別表第1
の4の項第1号に規定する一般廃棄物を排出
するとき 免除

ア 被保護世帯等

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第23
8号）の規定による児童扶養手当の支給を
受けている者が属する世帯

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
（昭和39年法律第134号）の規定によ
る特別児童扶養手当の支給を受けている者
が属する世帯

エ 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に
関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26
号）の規定による医療費の助成を受けてい
る者が属する世帯

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必
要があると認めるとき その都度市長が定め
る額

2 前項第3号に掲げる場合の免除は、1年度に
つき、一般家庭及びこれに準ずるものから20

の10日前までに交付しなければならない。

(1) 条例別表第1の1の項第1号及び4の項第
1号に規定するものについては、1年分を4
期に区分し、各期の末日までに徴収する。

(2) 略

(3) 略

(4) 条例別表第1の4の項第3号 _____
_____に規定するものについては、処理前に
徴収する。

(5) 条例別表第1の4の項第2号及び第4号に
規定するものについては、搬入の都度徴収す
る。ただし、市長が認めたときは、搬入した
日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

(6) 略

2 略

(手数料の減免)

第23条 条例第35条第3項の規定による一般
廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる
場合に行うものとし、その額は、当該各号に定
めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
の規定による保護又は _____ 中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律（平成6年法律第30号）の規定に
よる支援給付を受けている者が一般廃棄物（
条例別表第1の1の項及び2の項に規定する
ものを除く。）

_____を排出するとき 免除

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必
要があると認めるとき その都度市長が定め
る額

リットル袋120枚を使用して一般廃棄物が排出された場合の一般廃棄物処理手数料の額に相当する額を限度とする。

3 略

4 略

5 市長は、第3項の規定による申請があった場合において、減免の承認をするときはその旨を、減免の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を申請者に通知するものとする。

別表第1（第7条の2関係）

区分	種類	容量
<u>条例別表第1の4の項第1号に規定する一般廃棄物</u>	<u>5リットル袋</u>	<u>5リットル相当</u>
	<u>10リットル袋</u>	<u>10リットル相当</u>
	<u>20リットル袋</u>	<u>20リットル相当</u>
	<u>40リットル袋</u>	<u>40リットル相当</u>
<u>条例別表第1の4の項第4号に規定する一般廃棄物</u>	<u>20リットル袋</u>	<u>20リットル相当</u>
	<u>40リットル袋</u>	<u>40リットル相当</u>

別表第2（第20条関係）

略

2 略

3 略

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、減免の承認をするときはその旨を、減免の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を申請者に通知するものとする。

別表（第20条関係）

略

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

企業等の立地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例の期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 企業等が市の区域において家屋を新築して事業所を設置し、事業を開始する等した場合における固定資産税及び都市計画税の優遇措置の対象となる期間を令和 5 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(立地等に係る課税免除) 第3条 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで の間（以下「奨励期間」という。）に、次のいずれにも該当する立地をした企業等（納期限が到来している国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者に限る。以下この条及び次条において同じ。）であって、当該立地の年に、茅ヶ崎市の区域に存する子会社について特例子会社の認定を受け、又は茅ヶ崎市の区域において事業所内保育施設の設置をしたものが所有する当該立地に係る事業の用に供する固定資産であって、規則で定めるものに対しては、茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「市税条例」という。）第33条及び第85条の規定にかかわらず、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日である場合にあっては、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から7年度分（当該立地に係る投下資本額が300,000,000円（中小企業者にあっては、50,000,000円）以上である場合にあっては、9年度分）の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする。 (1) 略 (2) 略 2 略 4	(立地等に係る課税免除) 第3条 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下「奨励期間」という。）に、次のいずれにも該当する立地をした企業等（納期限が到来している国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者に限る。以下この条及び次条において同じ。）であって、当該立地の年に、茅ヶ崎市の区域に存する子会社について特例子会社の認定を受け、又は茅ヶ崎市の区域において事業所内保育施設の設置をしたものが所有する当該立地に係る事業の用に供する固定資産であって、規則で定めるものに対しては、茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「市税条例」という。）第33条及び第85条の規定にかかわらず、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日である場合にあっては、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から7年度分（当該立地に係る投下資本額が300,000,000円（中小企業者にあっては、50,000,000円）以上である場合にあっては、9年度分）の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする。 (1) 略 (2) 略 2 略 4

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

建築基準法施行令の改正に伴い、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物であって階段と階段以外の部分を区画したもの等に関する規制を緩和するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条、第43条第3項、第50条、第52条第5項、第56条の2第1項、第88条第1項及び第107条
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項

3 条例の概要

- (1) 避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならないとする規制は、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物であって、階段と階段以外の部分を区画したものについては、適用しないこととした。（第21条関係）
- (2) 敷地内に通路を設けなければならない建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90センチメートル以上とすることとした。（第22条、第24条、第35条、第36条、第41条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第58条、第67条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前								
(共同住宅等の階段) 第21条 略 2 略 (1) 略 (3) 3. 前2項の規定は、<u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気を開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。</u> (共同住宅等の主要な出口) 第22条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第24条において同じ。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路が共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員以上である場合 <table border="1"> <tr> <th>共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計</th><th>敷地内通路の幅員</th></tr> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td><td>1. 5メートル</td></tr> </table>	共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員	100平方メートル以内のもの	1. 5メートル	(共同住宅等の階段) 第21条 略 2 略 (1) 略 (3) (共同住宅等の主要な出口) 第22条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第24条において同じ。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路が共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員以上である場合 <table border="1"> <tr> <th>共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計</th><th>敷地内通路の幅員</th></tr> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td><td>1. 5メートル</td></tr> </table>	共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員	100平方メートル以内のもの	1. 5メートル
共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員								
100平方メートル以内のもの	1. 5メートル								
共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員								
100平方メートル以内のもの	1. 5メートル								

	以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)	
100平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	2メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)	略
略		

(2) 略

略
2

(長岡の出口)

第24条 長屋の各住戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。
い。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル（2以下の住戸の専用の通路にあっては2メートル、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては90センチメートル）以上である場合

(2) 略

(マーケットの出口及び通路)

第35条 略

2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅1.5メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル）以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットの売場に附属する住宅)

第36条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設ける場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1)

[illegible]

略(2)

各
2

(山口隆の墓)

第24条 長屋の各住戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）以上である場合

略(2)

(マーケットの出口及び通路)

第35条 略

前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅 1.5メートル _____ 以上の敷地内通路を設けなければならない。
い。

(マーケットの売場に附属する住宅)

第36条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設ける場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1)

〃 略 (3)	(4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅 1. 5メートル ー ト ル
2 略 (敷地内通路)	ー ト ル 以上の敷地内通路を設けること。
第 4 1 条 略	
2 略	
3 略 (適用の特例)	第 5 8 条 主要構造部が政令第 1 0 8 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する建築物 (次項に規定するものを除く。) に対する第 1 9 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 1 条第 2 項、第 2 2 条第 2 項、第 2 6 条、第 2 9 条第 1 項、第 3 3 条第 1 項第 2 号、第 3 8 条第 2 項、第 3 9 条第 1 項 (第 4 0 条第 1 項及び第 4 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 4 1 条第 4 項、第 4 2 条第 2 項、第 4 9 条第 1 項第 1 号、第 5 1 条第 1 項若しくは第 3 項第 2 号ア、第 5 3 条第 1 項第 1 号又は第 5 4 条第 2 号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。
2 略	
第 6 7 条 第 3 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、第 1 3 条第 1 号、第 1 6 条から第 1 8 条まで、第 1 9 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 0 条から第 2 2 条まで、第 2 3 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 4 条から第 3 0 条まで、第 3 1 条第 1 項、第 3 2 条、第 3 3 条、第 3 5 条、第 3 6 条第 1 項、第 3 7 条第 1 項、第 3 8 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 3 9 条 (第 4 0 条第 1 項及び第 4 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 4 0 条第 1 項、第 4 1 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 2 条第 1 項、第 3 4 0 条第 2 項、第 4 1 条第 1 項から第 3 項まで、	
〃 略 (3)	(4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅 1. 5メートル (階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の建築物にあっては、9 0 センチメートル) 以上の敷地内通路を設けること。
2 略 (敷地内通路)	あつては、9 0 センチメートル) 以上の敷地内通路を設けること。
第 4 1 条 略	
2 略	
3 前項の規定にかかわらず、階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の建築物における第 1 項の敷地内通路の幅は、9 0 センチメートル以上とする。	
4 略	
5 略 (適用の特例)	第 5 8 条 主要構造部が政令第 1 0 8 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する建築物 (次項に規定するものを除く。) に対する第 1 9 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 1 条第 2 項、第 2 2 条第 2 項、第 2 6 条、第 2 9 条第 1 項、第 3 3 条第 1 項第 2 号、第 3 8 条第 2 項、第 3 9 条第 1 項 (第 4 0 条第 1 項及び第 4 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 4 1 条第 5 項、第 4 2 条第 2 項、第 4 9 条第 1 項第 1 号、第 5 1 条第 1 項若しくは第 3 項第 2 号ア、第 5 3 条第 1 項第 1 号又は第 5 4 条第 2 号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。
2 略	
第 6 7 条 第 3 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、第 1 3 条第 1 号、第 1 6 条から第 1 8 条まで、第 1 9 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 0 条から第 2 2 条まで、第 2 3 条 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 4 条から第 3 0 条まで、第 3 1 条第 1 項、第 3 2 条、第 3 3 条、第 3 5 条、第 3 6 条第 1 項、第 3 7 条第 1 項、第 3 8 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 3 9 条 (第 4 0 条第 1 項及び第 4 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 4 0 条第 1 項、第 4 1 条第 1 項から第 4 項まで、第 4 2 条第 1 項、第 3	

項若しくは第4項、第43条、第44条、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条、第47条第1項若しくは第3項、第49条、第50条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第1項若しくは第2項、第52条又は第53条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者は、50万円以下の罰金に処する。

2 略

3 略

項若しくは第4項、第43条、第44条、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条、第47条第1項若しくは第3項、第49条、第50条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第1項若しくは第2項、第52条又は第53条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者は、50万円以下の罰金に処する。

2 略

3 略

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例参照条文

○建築基準法

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

(敷地等と道路との関係)

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

一 自動車のみの交通の用に供する道路

二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

一 特殊建築物

二 階数が三以上である建築物

三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

(容積率)

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物（第六号及び

- 第七号に掲げる建築物を除く。) 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物(第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。)又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。) 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 三 商業地域内の建築物(第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。) 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十、十分の百、十分の百十、十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 四 工業地域内の建築物(第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。)又は工業専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 五 高層住居誘導地区内の建築物(第七号に掲げる建築物を除く。)であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。) 当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの
- 六 居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値
- 七 特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値
- 八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。)の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたものの以下でなければならない。
- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物 十分の四
- 二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。))を除く。) 十分の四(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六)
- 三 その他の建築物 十分の六(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の四又は十分の八のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの)
- 3 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第

- 一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の四（ただし書及び第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び第六項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。
- 4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
- 5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。
- 6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。
- 7 建築物の敷地が第一項及び第二項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、第一項及び第二項の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。
- 一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業

地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

9 建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第二項から第七項までの規定の適用については、第二項中「幅員」とあるのは、「幅員（第九項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。

10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

一 当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

12 第二項各号の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乗ずる数値が十分の四とされている建築物で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この項及び次項において「壁面線等」という。）を越えないもの（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用することができる。ただし、建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

13 前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

15 第四十四条第二項の規定は、第十項、第十一項又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第五十六条の二 別表第四（い）欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域（以下この条において「対象区域」という。）内にある同表（ろ）欄の当該各項（四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域

の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(は)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(に)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

- 2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。
- 4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。
- 5 建築物が第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第三条、第六条(第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八条から第十一条まで、第十二条第五項(第三号を除く。))及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。)、第二十条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二(第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第八十六条の七第二項(第二十条に係る部分に限る。)、第八十六条の七第三項(第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条(昇降機に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

- 2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項(第三号を除く。))及び第六項から第九項まで、

第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

第百七条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第三項（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

○建築基準法施行令

（道に関する基準）

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角

形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠きよその他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

第二百二十九条の二の四第一項第七号中「第百二十二条第十九項」を「第百二十二条第二十項」に改め、同号八中「第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項）を「第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項）に、同条第八項」を「同条第九項（同条第十項）に、同条第九項（同条第十項）に改める。」「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第二百二十九条の十三の二第三号中「第百二十二条第十八項第一号イ」を「第百二十二条第十九項第一号イ」に改める。

第百三十六条の二の十一第二号の表（一）の項中「第十一項ただし書、第十八項及び第二十項」を「第十二項ただし書、第十九項及び第二十一項」に改める。

第百三十六条の九中「第百二十六条の二第二項」を「第百二十六条の二第二項第一号」に改め、同条第一号二中「堆肥舎」を「堆肥舎」に改める。

第百三十七条の十四第三号中「建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された」を「第百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の」に改め、同号イ及びロを削る。

第百四十四条第一項第三号ロ中「おそれのない構造」を「おそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」に改め、同条第四号中「居る」を「いる」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（国土交通大臣の認定に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にこの政令による改正前の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項又は第百三十七条の十四第三号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備は、この政令による改正後の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十六条の四十三第三項第三号中「第百二十二条第十項」を「第百二十二条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

府

令

総務大臣 高市 早苗
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 安倍 晋三

○内閣府令第四十四号

スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の三第一項及び第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
第十二条 （推薦等） 【略】 2. 3. 【略】	4 令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定を受けているもの（猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く）にあつては二十歳に満たない者に限る。）は、住所を他の都道府県の区域に変更した場合に、その住所の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を書面により通知しなければならない。	第十二条 （推薦等） 【同上】 2. 3. 【同上】	4 令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定を受けているもの（猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く）にあつては二十歳に満たない者に限る。）は、住所を他の都道府県の区域に変更した場合に、その住所の所在する都道府県における公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を書面により通知しなければならない。
2. 【略】 二五 【略】	第四十二条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 二十五歳（その者の住所の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二十一歳以上の者であること。）	2. 【同上】 二五 【同上】	第四十二条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 二十五歳（その者の住所の所在する都道府県における公益財団法人日本体育協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二十一歳以上の者であること。）

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

第二百二十六条の二第二項を次のように改める。

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十九条の二に規定する防火設備でその構造が第二百二十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合における当該区画された部分

二 建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

第二百二十八条中「一・五メートル」の下に「階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、九十センチメートル」を加える。

第二百二十八条の三第二項及び第三項中「第二百二十二条第十八項第二号」を「第二百二十二条第十九項第二号」に改め、同条第五項中「第二百二十二条第六項から第十項まで、第十三項、第十五項」を「第二百二十二条第七項から第十一項まで、第十四項」に、及び第十八項から第二十項まで」を「第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二百二十二条第十九項」を「第二百二十二条第二十項」に、「第二百二十二条第六項中」を「第二百二十二条第七項中」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第八項から第十項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第二百二十八条の五第四項中「第二百二十二条第十八項第二号」を「第二百二十二条第十九項第二号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 前各項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第五章の三中第二百二十九条の前に次の一条を加える。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用)

第二百二十八条の六 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十九条の二に規定する防火設備で第二百二十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたもの(二以上の階にわたつて区画されたものを除く。以下この条において「区画部分」という。)のうち、当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三及び前条(第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。)

2 前項の「区画避難安全性能」とは、当該区画部分のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この章において「火災室」という。)で火災が発生した場合においても、当該区画部分に存する者(当該区画部分を通らなければ避難することができない者を含む。次項第一号二において「区画部分に存する者」という。)の全てが当該区画部分から当該区画部分以外の部分等(次の各号に掲げる当該区画部分がある階の区分に応じ、当該各号に定める場所をいう。以下この条において同じ。)までの避難を終了するまでの間、当該区画部分の各居室及び各居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

一 避難階以外の階 当該区画部分以外の部分であつて、直通階段(避難階又は地上に通ずるものに限る。次条において同じ。)に通ずるもの

二 避難階 地上又は地上に通ずる当該区画部分以外の部分

3

第一項の「区画避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一 次々に定めることにより、火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを当該区画部分からの避難に要する時間に基づき検証する方法

イ 当該区画部分の各居室ごとに、当該居室に存する者(当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。)の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分(以下このイにおいて「当該居室等」という。)の用途及び床面積の合計、当該居室等の各部分から当該居室の出口(当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。)の一至なる歩行距離、当該区画部分の各室の用途及び床面積並びに当該区画部分の各室の出口(当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。)の幅に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 当該区画部分の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該区画部分の各居室についてイの規定によつて計算した時間が、ロの規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

二 当該区画部分の各火災室ごとに、区画部分に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該区画部分からの避難を終了するまでに要する時間を、当該区画部分の各室及び当該区画部分の各室等(以下この二において「当該区画部分の各室等」という。)の用途及び床面積、当該区画部分の各室等の各部分から当該区画部分以外の部分等への出口の一至なる歩行距離並びに当該区画部分の各室等の出口(当該区画部分以外の部分等に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。)の幅に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ホ 当該区画部分の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該区画部分の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ヘ 当該区画部分の各火災室について二の規定によつて計算した時間が、ホの規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

二 次々に定めることにより、火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ 当該区画部分の各居室ごとに、前号イの規定によつて計算した時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さ、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 当該区画部分の各居室についてイの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

ハ 当該区画部分の各火災室ごとに、前号二の規定によつて計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの当該区画部分の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さ、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に依りて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

二 当該区画部分の各火災室についてハの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

附
則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第四条第一項第一号の改正規定、同令第五条第一号の改正規定（国民体育大会）を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る）、同令第十一条第一項の改正規定、同令第十三条第一項の改正規定及び同令第二十八条第一項第一号の改正規定（国民体育大会）を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る）を除く。及び第四条の規定（文部科学省組織令第八十八条第二号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一百八十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

条の第三項、同法第三十五条から第三十五条の三まで（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む）、同法第三十六条、同法第八十六条の七第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む）、同法第八十八條第一項において読み替へて準用する同法第二十条第一項及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する

目次中「第二百二十九条」を「第二百二十八条の六」に改める。
 第八條の六第一項中「三万四千円」を「三万五千元」に改める。

第百八条の第三項中「第六項から第十項まで及び第十五項から第二十項まで」を「第三項、第七項から第十項まで及び第十六項から第二十項まで」に改め、「第百二十八条の五第一項及び第四項の下に」、「第百二十八条の六第一項」を加え、同条第四項中「第六項から第十項まで、第十五項、第十七項」を「第七項から第十項まで、第十六項」に「及び第二十項」を、「第十九項及び第二十一項」に改め、「第四項」の下に、「第百二十八条の六第一項」を加える。

第百十一條第一項中「とする」を（避難階又は避難階の直上階若し

第百十一條第一項中「とする」を「避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に關し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。」とする」に改める。

第百十二条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第六項若しくは第九項」を「第七項若しくは第十項」に、「第十項本文若しくは第十五項本文第八項」を「第十一項本文若しくは第十六項本文」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三項、第四項、第九項」を「第四項、第五項、第十項」に、「第六項、第九項、第十項又は第十一項本文」を「第七項、第九項、第十一項又は第十二項本文」に、「及び第十二項」を「及び第十三項」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第二号中「第九項」を「第十項」に、「第十項若しくは第十一項本文」を「第十一項若しくは第十二項本文」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合には、この限りでない。

第百十二条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、同条第十五項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第六項」を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項ただし書中「第十八項」を「第十九項及び第百二十一条第四項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十三項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなつてゐる部分若しくは他の一定の規模以上の空間が確保されてゐる部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用ゐるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されてゐるものとみなして、第一項の規定を適用する。

中「前条第十九項」を「前条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。同条第二十二項「第百十四条第一項及び第二項中「第百十三条各号」を「第百十二条第四項各号」に改め、同条第五項中「第百十二条第十九項」を「第百十二条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第百十五條の二第一項第六号中「第百十二條第十八項第一号」を「第百十二條第十九項第一号」に改める。

第二百一十一條に次の一項を加える。

4 第一項（第四号及び第五号（第二項の規定が適用される場合にあつては、第四号）に係る部分に限る。）の規定は、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気には開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは次の各号に掲げられる場合の区分に応じ当該各号に定める防火設備で第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第十五項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

一 特定階を第一項第四号に規定する用途（児童福祉施設等については入所する者の寝室があるものに限る。）に供する場合 法第二条第九号の二に規定する防火設備（当該特定階がある建築物の居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、十分間防火設備）

一定階を児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものを除く。）の用途又は第一項第五号に規定する用途に供する場合　戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）

第百一十三條第一項第四号ただし書中「第百一十二條第十五項ただし書」を「第百一十二條第十六項ただし書」に改め、同項第六号中「第百一十二條第十八項第二号」を「第百一十二條第十九項第二号」に改め、同条第三項第六号ただし書中「第百一十二條第十五項ただし書」を「第百一十二條第十六項ただし書」に改める。

第二百二十三條の二中〔同條第二項〕を〔及び第六号イ（これらの規定を同條第二項に、及び〔並びに〕に改める。〕

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎都市計画浜見平地区地区計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限を改める等のため提案する。

2 根拠法規

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項

3 条例の概要

- (1) 容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積として、宅配ボックスを設ける部分の床面積を加えることとした。（第 5 条関係）
- (2) 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係る部分が増築又は改築後において宅配ボックスを設ける部分となるときは、同法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定は、適用しないこと等とした。（第 14 条関係）
- (3) 浜見平地区地区整備計画区域のうち、A 地区、B—1 地区及び B—2 地区の区域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、市道 2463 号線から区画道路第 3 号までの区間にある水路の境界線にあつては、10メートルとすること等とした。（別表第 2 関係）
- (4) 規定を整備することとした。（第 6 条、第 12 条関係）
- (5) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(建築物の容積率の最高限度) 第5条 略 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。 (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第14条第2項において「自動車車庫等部分」という。）の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和。以下この号から第6号までにおいて同じ。）の5分の1を超え、る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1） (2) 略 (5) 略 (6) <u>宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の理由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第14条第2項において「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合には、当該敷地内の建築物の床面積の合計の100分の1）</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 3 <u>前項第7号の地盤面とは、法第52条第4項に規定する地盤面（共同住宅又は長屋の用途に供する建築物の敷地が茅ヶ崎市建築基準条例（平成22年茅ヶ崎市条例第47号）第4条第1項に規定する区域内にあるとき又は当該区域の内外にわたるときにあっては、同条例第5条第1項に規定する地盤面）をいう。</u>	(建築物の容積率の最高限度) 第5条 略 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。 (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第14条第2項において「自動車車庫等部分」という。）の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和。以下この号から第5号までにおいて同じ。）の5分の1を超え、る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1） (2) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 3 前項第6号の地盤面とは、法第52条第4項に規定する地盤面（共同住宅又は長屋の用途に供する建築物の敷地が茅ヶ崎市建築基準条例（平成22年茅ヶ崎市条例第47号）第4条第1項に規定する区域内にあるとき又は当該区域の内外にわたるときにあっては、同条例第5条第1項に規定する地盤面）をいう。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第2に掲げる地区整備計画区域の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 略

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

第12条 略

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第5条第1項又は第6条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項の規定による建築物の建蔽率の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、法第52条第7項又は法第53条第2項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第14条 略

2 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、別表第2に掲げる地区整備計画区域の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 略

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

第12条 略

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第5条第1項又は第6条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率の限度とみなして、法第52条第7項又は法第53条第2項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第14条 略

2 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分

の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、次のアからオまでに掲げる建築物の部分の区分に

応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

ア
 イ
 ロ

カ 宅配ボックス設置部分 100分の1

3 略

別表第2（第4条～第10条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	略	(オ)	略
	略	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離	略
			適用除外の建築物等	略
略	略	略	略	略
浜見平地区地区整備計画区域	A-1地区	略	(1) 市道0121号線又は市道0202号線の境界線にあっては、高さが8メートル以上の建築物の部分は6メートル、それ以外の建築物の部分は3メートル	略
	A-2地区			
	A-3			

応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

ア
 イ
 ロ

3 略

別表第2（第4条～第10条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	略	(オ)	略
	略	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離	略
			適用除外の建築物等	略
略	略	略	略	略
浜見平地区地区整備計画区域	A-1地区	略	(1) 市道0121号線又は市道0202号線の境界線にあっては、高さが8メートル以上の建築物の部分は6メートル、それ以外の建築物の部分は3メートル	略
	A-2地区			
	A-3			

		(2) 市道 2 4 6 3 号線から 区画道路第 3 号までの区 間にある水路の境界線に あつては、10メートル				
地区	B-1 地区	略	略	略	略	略
	B-2 地区					
	B-3 地区	略	略	略	略	略
		(1) 松尾川第一雨水幹線及 び松尾川第二雨水幹線の 境界線にあつては、2メ ートル				
		(2) 前号の境界線以外の境 界線にあつては、1メー ートル				
		(2) 前号の境界線以外の境 界線にあつては、3メー ートル				
			略	略	略	略

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○建築基準法

(市町村の条例に基づく制限)

第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

- 2 前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の区域にあつては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。
- 4 第一項の規定に基づく条例で建築物の構造に関する防火上必要な制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
- 5 市町村は、用途地域における用途の制限を補完し、当該地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、第一項の規定に基づく条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

○建築基準法施行令

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第四十二条第二項、第三項又は第五項の規定によつて道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
- 二 建築面積 建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第五十二条第一項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

- イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第三項第一号及び第百三十七条の八において「自動車車庫等部分」という。）
- ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第三項第二号及び第百三十七条の八において「備蓄倉庫部分」という。）
- ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第三項第三号及び第百三十七条の八において「蓄電池設置部分」という。）
- ニ 自家発電設備を設ける部分（第三項第四号及び第百三十七条の八において「自家発電設備設置部分」という。）
- ホ 貯水槽を設ける部分（第三項第五号及び第百三十七条の八において「貯水槽設置部分」という。）
- ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第三項第六号及び第百三十七条の八において「宅配ボックス設置部分」という。）
- 五 築造面積 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。
- 六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。
- イ 法第五十六条第一項第一号の規定並びに第百三十条の十二及び第百三十五条の十九の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
- ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条、法第六十条の二の二第三項及び法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。
- ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
- 七 軒の高さ 地盤面（第百三十条の十二第一号イの場合には、前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。
- 八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の八分の一以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなつている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によつて階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。
- 2 前項第二号、第六号又は第七号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
- 3 第一項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。
- 一 自動車車庫等部分 五分の一
- 二 備蓄倉庫部分 五十分の一
- 三 蓄電池設置部分 五十分の一

四 自家発電設備設置部分 百分の一

五 貯水槽設置部分 百分の一

六 宅配ボックス設置部分 百分の一

- 4 第一項第六号ロ又は第八号の場合における水平投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積の算定方法によるものとする。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。

イ 地区計画の区域（再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。）にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ 防災街区整備地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における特定防災機能（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次項において同じ。）を確保する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ニ 歴史的風致維持向上地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ホ 沿道地区計画の区域にあつては、商業その他幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、道路交通騒音により生ずる障害を防止する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ヘ 集落地区計画の区域にあつては、当該区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

二 建築物の容積率の最高限度 十分の五以上の数値であること。

三 建築物の建蔽率の最高限度 十分の三以上の数値であること。

四 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げるものであること。

イ 地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居の環境の確保その他市街地の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること。

ロ 集落地区計画の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献する合理的な数値であること。

五 壁面の位置の制限 建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは扉で高さ二メートルを超えるものの位置の制限であること

。

- 六 建築物の高さの最高限度 地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。
- 七 建築物の高さの最低限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度 商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること。
- 八 建築物の形態又は意匠の制限 地区計画等の区域（景観法（平成十六年法律第百十号）第七十六条第一項の規定に基づく条例の規定による制限が行われている区域を除く。）内に存する建築物に関して、その屋根又は外壁の形態又は意匠をその形状又は材料によって定めた制限であること。
- 九 垣又は柵の構造の制限 建築物に附属する門又は塀の構造をその高さ、形状又は材料によって定めた制限であること。
- 十 建築物の建築の限界 都市計画法第十二条の十一に規定する道路の整備上合理的に必要な建築の限界であること。
- 十一 建築物の特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。）の最低限度 十分の七以上十分の九以下の範囲内の数値であること。
- 十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。
- イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。
- (1) 耐火建築物等（法第五十三条第三項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）であること。
- (2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ（次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。）が五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられていることその他の防火上有効な構造であること。
- ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、(1)に掲げる構造としなければならないとされるものであること又は耐火建築物等及び準耐火建築物等以外の建築物については(2)及び(3)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。
- (1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。
- (2) その屋根が不燃材料で造られ、又はふかれたものであること。
- (3) 当該建築物が木造建築物である場合にあっては、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が防火構造であること。
- 十三 建築物の沿道整備道路（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第二条第二号に規定する沿道整備道路をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「沿道整備道路に係る間口率」という。）の最低限度 十分の七以上十分の九以下の範囲内の数値であること。
- 十四 建築物の構造に関する遮音上必要な制限 その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられたものとする事その他の遮音上有効な構造としなければならないとされるものであること。
- 十五 建築物の構造に関する防音上必要な制限 学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分

の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならないとされるものであること。

イ 窓及び出入口は、閉鎖した際防音上有害な空隙が生じないものであり、これらに設けられる戸は、ガラスの厚さ（当該戸が二重以上になっている場合は、それぞれの戸のガラスの厚さの合計）が〇・五センチメートル以上であるガラス入りの金属製のもの又はこれと防音上同等以上の効果のあるものであること。

ロ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、開閉装置を設けることその他の防音上効果のある措置を講じたものであること。

ハ 屋根及び壁は、防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造のものであること。

- 2 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保の観点から必要があるときは、前項の規定にかかわらず、特定建築物地区整備計画の内容として定められたその敷地が特定地区防災施設に接する建築物に係る当該建築物の特定地区防災施設に面する方向の鉛直投影の各部分（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の特定地区防災施設からの高さの最低限度が五メートルとされる制限（同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限）を定めることができる。
- 3 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において遮音上の観点から必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、沿道地区計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直投影の各部分（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さの最低限度が五メートルとされる制限（同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限）を定めることができる。
- 4 特定地区防災施設に係る間口率及び沿道整備道路に係る間口率の算定については、次の各号に掲げる長さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の特定地区防災施設に面する長さによる。
 - 二 敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ 敷地の特定地区防災施設に接する部分の水平投影の長さによる。
 - 三 建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道路に面する長さによる。
 - 四 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ 敷地の沿道整備道路に接する部分の水平投影の長さによる。
- 5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建蔽率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。
- 6 特定建築物地区整備計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十一号若しくは第十二号の制限又は第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらをすべて定めるものとする。
- 7 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い建築物について第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限（第一項第十二号の制限で同号イ(1)に掲げるものを除く。）の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 8 沿道地区計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十三号若しくは第十四号の制限又は第三項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらをすべて定めるものとする。

- 9 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が沿道整備道路の路面の中心より低い建築物について第三項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 10 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第三条第二項」とあるのは、「第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 11 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定める場合においては、当該条例に、法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で当該制限に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地
 - 二 当該条例で定める建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に適合するに至つた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合することとなるに至つた土地
- 12 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例には、市町村長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物又は沿道地区計画の内容として防音上若しくは遮音上の制限が定められた建築物でその位置、構造、用途等の特殊性により防火上又は防音上若しくは遮音上支障がないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の全部又は一部の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

（容積率関係）

第百三十七条の八 法第三条第二項の規定により法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項又は法第六十条第一項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等（法第五十二条第三項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。
- 二 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 三 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第二条第三項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大する等のため提案する。

2 根拠法規

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条

3 条例の概要

- (1) 急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットに拡大すること等とした。（第 18 条の 2 関係）
- (2) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないこととした。（第 64 条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第 13 条の 2 関係）
- (4) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

改 正 後	改 正 前
(燃料電池発電設備) 第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに第64条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2 ↳ 略 5 (急速充電設備) 第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	(燃料電池発電設備) 第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに第64条第13号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2 ↳ 略 5 (急速充電設備) 第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u> </u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u> </u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気</u>を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (5) <u>急速充電設備と電気</u>を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等

の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 略

(18) 略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 略

(14) 略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し

、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない

。

(1)

） 略

(12)

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下
のものを除く。）

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 水素ガスを充填する 気球

、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない

。

(1)

） 略

(12)

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 水素ガスを充てんする 気球

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

○道路交通法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分进行う。
- 三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分进行う。
- 三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道进行う。
- 三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道の部分进行う。
- 三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。
- 四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分进行う。
- 四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分进行う。
- 五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分进行う。
- 六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分进行う。
- 七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行う。
- 八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス进行う。
- 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。
- 十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。
- 十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。
 - イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽けん引され、かつ、レー

ルによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳びよう、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽けん引しているものを除く。）を押して歩いている者

○消防法施行令

（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）

第五条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気設備等」という。）の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準

(以下この条から第五条の五までにおいて「条例制定基準」という。)は、次のとおりとする。

- 一 対象火気設備等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物その他の土地に定着する工作物（次条第一項第一号において「建築物等」という。）及び可燃物までの間に、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つ位置に設けること。
- 二 対象火気設備等は、可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 三 対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、総務省令で定める不燃性の床等の上に設けること。
- 四 総務省令で定める消費熱量以上の対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、外部への延焼を防止するための措置が講じられた室に設けること。
- 五 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、不燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- 六 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- 七 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造とすること。
- 八 対象火気設備等の燃料タンク及び配管は、総務省令で定めるところにより、燃料の漏れを防止し、かつ、異物を除去する措置が講じられた構造とすること。
- 九 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その風道、燃料タンク等について、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造とすること。
- 十 対象火気設備等には、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その内部の温度又は蒸気圧が過度に上昇した場合その他当該対象火気設備等の使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けること。
- 十一 対象火気設備等については、必要な点検及び整備を行い、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める。
- 3 火を使用する設備以外の対象火気設備等であつて、その機能、構造等により第一項に定める条例制定基準によることが適当でないと認められるものについては、当該条例制定基準に関して、当該対象火気設備等の種類ごとに総務省令で特例を定めることができる。

ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 略】

リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下このリにおいて同じ。について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

ヌ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ル 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

【イ 略】

ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ハ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 同上】

【新設】

【新設】

【新設】

【同上】

【イ 同上】

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】

二 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】

第十九条 令第五条の二第一項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

【一〇三 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第三号第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

告

示

○国家公安委員会告示第三十七号
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和二年八月四日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。
令和二年八月二十七日 国家公安委員会委員長 武田 良太

省令

〇総務省令第七十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対象火気設備等の種類） 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 〔一〇十九 略〕 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等）（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車）をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワットを以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。） （火災予防上安全な距離） 第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。 〔一〇三 略〕	（対象火気設備等の種類） 第三条 〔同上〕 〔一〇十九 同上〕 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。） （火災予防上安全な距離） 第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。 〔一〇三 同上〕

（その他の基準）

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

〔一〇三 略〕

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

「イ 略」

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 急速充電設備のうち、消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

〔五〇八 略〕

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

（その他の基準）

第十六条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

「イ 同上」

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

〔新設〕

〔五〇八 同上〕

〔同上〕

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項

3 条例の概要

- (1) 令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めることとした。（第8条関係）
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における、保険料率の算定における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算に当たっては、給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から100,000円を控除することとした。（附則第6項から附則第8項まで関係）
- (3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(保険料率) 第8条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>17,928円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>26,892円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,832円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>47,808円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,760円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,724円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。</u>）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,700円</u> ア 合計所得金額が1,200,000円以上<u>2,100,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 <u>89,640円</u> ア 合計所得金額が<u>2,100,000円以上3,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略	(保険料率) 第8条 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,352円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,992円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,920円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>46,848円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,560円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,344円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項<u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額</u>とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,200円</u> ア 合計所得金額が1,200,000円以上<u>2,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 <u>87,840円</u> ア 合計所得金額が<u>2,000,000円以上3,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略

- (9) 次のいずれかに該当する者 95, 616円
 ア 合計所得金額が3, 200, 000円以上5, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 略
- (10) 次のいずれかに該当する者 110, 556円
 ア 略
 イ 略
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 125, 496円

附 則

- 1
 〉 略
 5

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100, 000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- (9) 次のいずれかに該当する者 93, 696円
 ア 合計所得金額が3, 000, 000円以上5, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 略
- (10) 次のいずれかに該当する者 108, 336円
 ア 略
 イ 略
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 122, 976円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17, 568円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17, 568円」とあるのは、「26, 352円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17, 568円」とあるのは、「40, 992円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1
 〉 略
 5

- | | |
|--|--|
| <p><u>7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8 附則第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> | |
|--|--|

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法

(保険料)

第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

○租税特別措置法

(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)

第三十五条の三 個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（）」とする。

2 前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

一 当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡

二 その譲渡の対価（当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五百万円を超えるもの

三 所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

○介護保険法施行令（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の規定による改正後のもの）

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合（第四項第一号及び第三十八条第一項第六号イにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第五項並びに第二十九条の二第一項及び第四項において同じ。）とする。

2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

3 法第四十九條の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。

4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者という。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号、次条第七項、第二十九条の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九条の二の二第七項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十二條の三第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二條第一項第三号イを除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

5 法第四十九條の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年の

前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 十分の五

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（以下この項及び次条第一項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用され

たならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十二

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第八号イ並びに次条第一項各号列記以外の部分、第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イにおいて同じ。）が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 十分の十三

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 十分の十五

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

九 前各号のいずれにも該当しない者 十分の十七

2 前項の基準額は、計画期間（法第四百七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第四百七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二 法第二百一十一条、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第二百二十二条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二並びに第二百三十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てるべき部分に限る。）、法第二百五条の規定による介護給付費交付金、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

5 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの第

- 一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。
- 6 第一項第六号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額未満の額であって、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第七号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。
- 7 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。
- 一 第一項第一号 十分の五
二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五
三 第一項第四号 十分の一
四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五
五 第一項第八号及び第九号 十分の六
- 8 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であって、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。
- 9 法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。）」とあるのは「事業実施期間（法第百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」とする。
- 10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 11 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 12 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う。以下この条において同じ。）、自立支援医療（同条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。以下この条において同じ。）、補装具の購入、借受け又は修理（同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をいう。以下この条において同じ。）及び指定療養介護医療等（新障害者総合支援法施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第六条に規定する自立支援給付について適用し、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の購入、借受け又は修理及び指定療養介護医療等が行われた月が同年六月以前の場合における当該自立支援給付については、なお従前の例による。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第十条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十五条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育並びに同法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援（以下この条において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和三年九月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下この条において「施設型給付費等の支給」という。）並びに子育てのための施設等利用給付並びに同月以後の子ども・子育て支援法施行令第二十三条に規定する施設型給付費等負担対象額（以下この条において単に「施設型給付費等負担対象額」という。）について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年八月以前の場合における当該施設型給付費等の支給及び当該子育てのための施設等利用給付並びに同月以前の当該施設型給付費等負担対象額については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第十一条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項（第四号イ及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、指定特定医療が行われた月が同年六月以前の場合における当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉
厚生労働大臣 田村 憲久

この条において「基準日」というのは、属する月が同月以後の場合における同令第十六条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額並びに令和三年度以後の年度分の後期高齢者医療の保険料について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場
合における当該所得の額の算定、療養のあった月が同月以前の場における当該高年齢療養費算定基
準額、基準日の属する月が同月以前の場における当該介護合算算定基準額及び令和二年度以前の
年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六條 第二條の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十二條第一項（第四号イ及び第五号に係る部分に限る。）、第二十四條（第六号に係る部分に限る。）、第二十五條の二（第二号に係る部分に限る。）、第二十五條の三第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二十七條の二（第四号に係る部分に限る。）、及び第二十七條の三第一項（第三号に係る部分に限る。）、小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第十九條の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援（同法第六條の二第二項に規定する障害児通所支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が同月以後の場合における同法第二十一條の五の二の障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援（同法第七條第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が同月以後の場合における同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費の支給について適用し、小児慢性特定疾病医療支援が行われた月が同年六月以前の場合における当該障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七條 第三條の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四條第一項及び第二項（これらの規定を児童扶養手当法施行令第四條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年以後の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、令和元年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八條 第四條の規定による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下この条において「新令」という。）第二十八條第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三十一條の九第二項の規定は、令和三年八月以後の月の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十八條第一項に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び新令第三十一條の九第二項の規定により読み替えられた母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十八條第一項に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給並びに同月以後に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十八條第一項の養成機関における課程を修了した者に対する同令第二十九條第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一條の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給について適用し、同年七月以前の月の当該母子家庭高等職業訓練促進給付金及び当該父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給並びに同月以前に当該養成機関における課程を修了した者に対する当該母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び当該父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給については、なお従前の例による。

（児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九條 第五條の規定による改正後の児童手当法施行令第三條の規定は、令和二年以後の年の所得による児童手当の支給の制限について適用し、令和元年以前の年の所得による当該支給の制限については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十條 第六條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八條第三項及び第四項（これらの規定を特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四

条において準用する場合を含む。）並びに第十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九條第一項の規定による福祉手当（以下この条において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限並びに特別児童扶養手当等に相当する金額の返還について適用し、令和元年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第七條の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條第二項、第二項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）、第二十二條の三第六項（第三号に係る部分に限る。）、並びに第三十八條第一項（第六号イに係る部分に限る。）、第二十二條の三第六項（第三号に係る部分に限る。）、第四十九條の二第一項各号に掲げる介護給付に係るサービス及び同法第五十九條の二第一項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下この条において「介護給付等」という。）が行われる月が令和三年八月以後の場合における介護給付等、要介護保険法等（同法第六十二條に規定する要介護保険法等をいう。以下この条において同じ。）が受ける介護保険法施行令第二十二條の二の二第一項に規定する居宅サービス等及び同条第二項に規定する介護予防サービス等（以下この条において「居宅サービス等及び介護予防サービス等」という。）が行われた月が同月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給、高額医療費合算介護サービス費の支給及び高額介護サービス費の支給（以下この条において「高額介護サービス費等」という。）並びに令和三年七月以後の年度の介護保険の保険料について適用し、介護給付等を受ける居宅サービス等及び介護予防サービス等が行われた月が同月以前の場合における当該高額介護サービス費等の支給並びに令和二年度以前の年度の当該保険料については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 第八條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（以下この条において「旧介護保険法施行令」という。）第二十二條の二第二項、第二項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）、並びに第二十二條の三第六項（第三号に係る部分に限る。）、同法附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十九條の二第一項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下この条において単に「介護給付に係るサービス」という。）が行われた月が令和三年八月以後の場合における保険給付並びに要介護被保険者（旧介護保険法第四十一條第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）が受ける旧介護保険法施行令第二十二條の二の二第一項に規定する居宅サービス等（以下この条において単に「居宅サービス等」という。）が行われた月が同月以後の場合における旧介護保険法の規定による高額介護サービス費の支給及び高額医療費合算介護サービス費の支給（以下この条において「高額介護サービス費等」という。）について適用し、介護給付に係るサービスが行われた月が同年七月以前の場合における当該保険給付及び要介護被保険者が受ける居宅サービス等が行われた月が同月以前の場合における当該高額介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 第九條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下この条において「新障害者総合支援法施行令」という。）第十七條（第四号に係る部分に限る。）、第十九條（第二号二に係る部分に限る。）、第三十五條（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四十二條の四第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、及び第四十三條の三（第二号に係る部分に限る。）、の規定は、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、「第三十五条の第二項の下に」、「第三十五条の第三項」を「ある場合」の下に（「第四項第一号及び第三十八条第一項第六号イにおいて」、「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）を加へ、とする。以下同じ」とを「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第五項並びに第二十九条の第二項及び第四項において同じ。」に改め、同条第二項中「第三十五条の第二項」の下に、「第三十五条の第三項」を加へ、同条第四項第一号中（昭和四十年法律第三十三号）を削り、「合計所得金額」の下に（「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額」とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号、次条第七項、第二十九条の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九条の二の二第七項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。」を加へる。

第二十二條の三第六項第三号へ中「第三十五條の二第二項」の下に「第三十五條の三第一項」を加える。

第三十八條第一項第六号イ中「合計所得金額」の下に「(地方税法第二百九十二条第一項第十三に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第八号イ並びに次条第一項各号列記以外の部分、第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イにおいて同じ。)」を加える。

附則に次の一条を加える。

(令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

第二十三條 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項（第六号イ、第七号イ及び第八号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第三十八条第一項第六号イ中「合計所得金額をい」とあるのは「合計所得金額をい、所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第八條 健康保險法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を「当該合
計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与所得又は同
法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び
当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八條第二項の規定によつて計算した金
額及び同法第三十五條第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得
た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、に改め、第三十五條の二第二
項の下に、「第三十五條の二第二項を「ある場合」の下に（第四項第一号において「租税特別措置
法による特別控除の適用がある場合」という。）を加へ」とする。以下同じ。」とを「とし、当該
合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第五項において同じ。」とに改め、同条第二項中
「第三十五條の二第二項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加へ、同条第四項第二号中（昭和
四十年法律第三十三号）を削り、合計所得金額」の下に「（地方税法第二百九十二條第一項第十三号
に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所
得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額（租
税特別措置法第四十一條の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の
金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、
租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特
別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一
号及び八條第七項において同じ。」を加へる。

第二十二條の三第六項第三号へ中「第三十五條の二第二項」の下に、「第三十五條の三第一項」
を加へる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第九條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号及び第十九条第二号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第三十五条第三号中「並びに同法第二百九十二条第一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合」と同法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合」に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同条第四号中「規定する合計所得金額（^{（一）}の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を加え、^{（二）}をいい、その額を「とする）」をいい、当該合計所得金額」に改める。

第二節 児童福祉法施行令の一部改正

第二十二條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項第四号イ中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同項第五号中「規定する合計所得金額(二)の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の三第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)」を加え、」をいい、当該額を「とする。以下この号において同じ。)」をいい、当該合計所得金額に改める。
第二十四條第六号及び第二十五条の二第二号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。
第二十五条の三第三項第三号中「規定する合計所得金額(二)の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)」を加え、」をいい、その額を「とする。以下この号において同じ。)」をいい、当該合計所得金額に改める。
第二十七條の二第四号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第二十七條の三第三項第三号中「規定する合計所得金額(二)の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)」を加え、」をいい、その額を「とする。以下この号において同じ。)」をいい、当該合計所得金額に改める。
第二十七條の二第四号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第三條 児童福祉法施行令(昭和三十三年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第四條 児童福祉法施行令(昭和三十三年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第三十五條の二第二項「(一)第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(母を除く。以下この号において同じ。)) 二十七万円

第三條 児童福祉法施行令(昭和三十三年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第四條 児童福祉法施行令(昭和三十三年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第三十五條の二第二項「(一)第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(母を除く。以下この号において同じ。)) 二十七万円

第四條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。以下この号において同じ。)) 三十五万円
(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正)
第四條 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十三年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第三項第一号中「法」を「及び法」に改め、及び地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「において同法」を「において地方税法」に改める。
第三十一條の九第二項の表第二十八條第三項第一号の項を次のように改める。

第二十八條第三項第一号	
金	母子家庭高等職業訓練促進給付
第三十一條	父子家庭高等職業訓練促進給付
第三十一條	第三十一條の十において準用する法第三十一條

第五節 児童手当法施行令の一部改正

第五條 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。))と計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。以下この号において同じ。を加え、山林所得金額、地方税法に改め、第三十五條の二第二項「(一)第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 地方税法第三十四條の二第二項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円
第三條第二項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 地方税法第三十四條の二第二項第八号の二に規定する控除を受けた者 三十五万円
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)
第六條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「第三十五條の二第二項」の下に「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(母を除く。以下この号において同じ。)) 二十七万円
第五條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者(母を除く。以下この号において同じ。)) 三十五万円
(介護保険法施行令の一部改正)
第七條 介護保険法施行令(平成二十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二第二項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)」を「当該合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百八十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の二第二項第一号、第二十一條の五の三第二項第二号、第二十一條の五の四第三項、第二十一條の五の二十九第二項、第二十四條の二第二項第二号及び第二十四條の二十第二項第一号並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第三十五條の二第一項」の下に「第三十五條の三第一項」を加える。

- 一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二條第三項第六号
- 二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九條第三項第六号
- 三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七條の二第一項第一号
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七條第一項第一号

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和2年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	亀井工業・湘南いざわ特定建設工事共同企業体
6	営業種目	土木一式
7	開札日	令和2年12月8日（火）
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	浜園橋橋りょう整備工事（下部工）
10	履行箇所	茅ヶ崎市浜之郷地内外
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日から令和5年3月10日まで
12	予定価格（税抜）	¥276,250,000
	予定価格（税込）	¥303,875,000
13	落札金額（税抜）	¥230,000,000
	落札金額（税込）	¥253,000,000
14	調査基準価格（税抜）	¥245,862,500
	調査基準価格（税込）	¥270,448,750
15	失格基準価格（税抜）	¥220,714,203
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	亀井工業・湘南いざわ特定建設工事共同企業体	230,000,000	—	—	—	落札
2	浅岡・大西特定建設工事共同企業体	268,800,000	—	—	—	—
3	永沢興業・大勝建設特定建設工事共同企業体	270,000,000	—	—	—	—
4	日高建設・コウケン特定建設工事共同企業体	282,000,000	—	—	—	—

調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（地方自治法施行令第167条の10第1項）で、この価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行います。

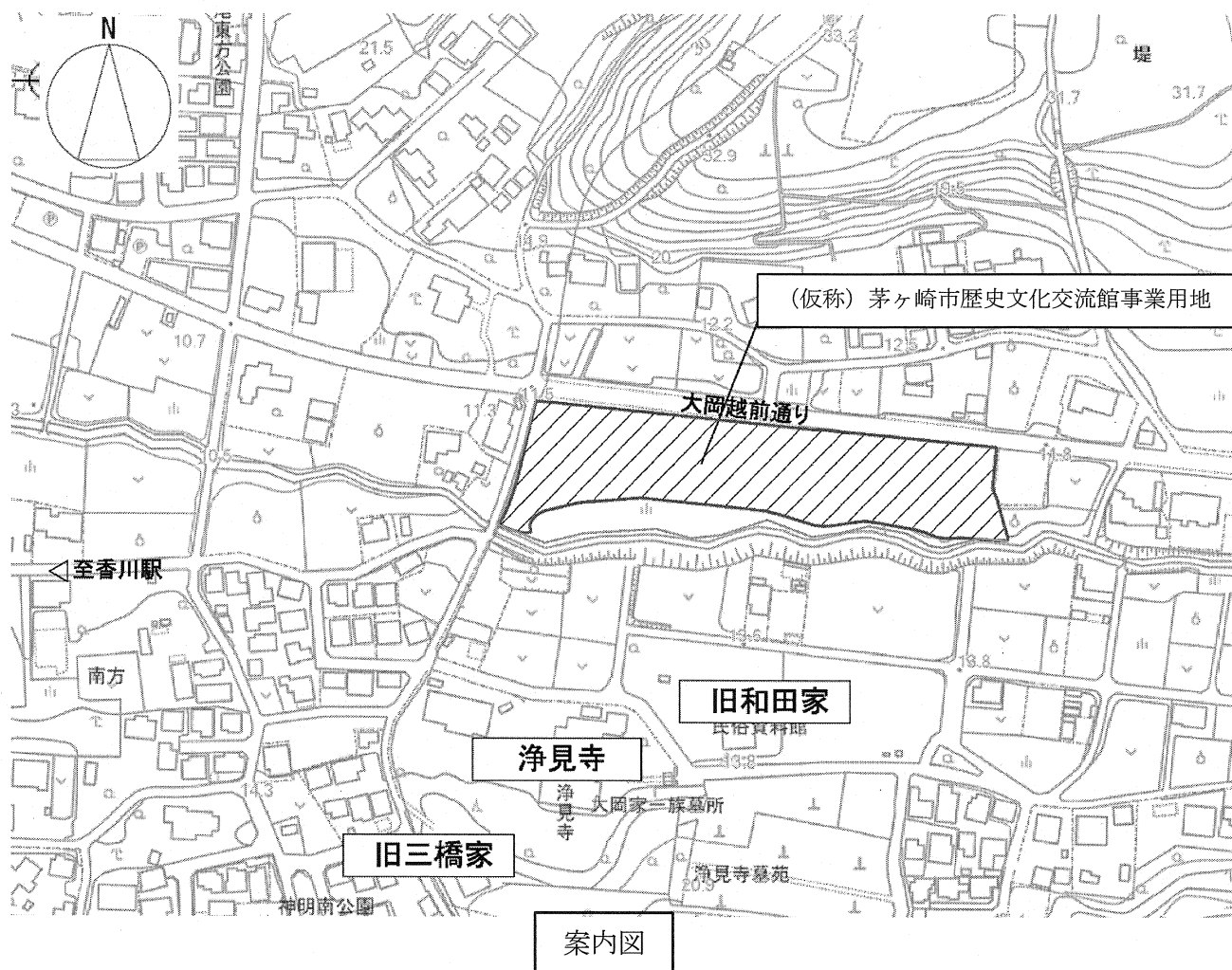
失格基準価格（数値的基準）

低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格基準として設定します。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和2年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社有隣堂
6	営業種目	情報処理用機器材
7	開札日	令和2年12月18日(金)
8	件名	令和2年度茅ヶ崎市立小中学校GIGAスクール教員用端末等の購入(その2)
9	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和3年3月31日(水)まで
10	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
11	落札金額(税抜)	¥45,242,300
	落札金額(税込)	¥49,766,530
12	最低制限価格(税抜)	—
	最低制限価格(税込)	—
13	調査基準価格(税抜)	—
	調査基準価格(税込)	—
14	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	株式会社有隣堂	45,242,300	—	—	—	落札
2	株式会社ワイソリューション	45,428,100	—	—	—	—
3	有限会社やなぎや	—	—	—	—	辞退



経 過

- 令和2年 3月24日 建築工事契約
- 令和2年 4月16日 スレート及び瓦を発見
- 令和2年 5月22日 スレート分析検査結果により石綿（クリソタイル）を含むことを確認
- 令和2年 5月25日 木くず、アスファルトガラを発見
- 令和2年12月18日 建築工事の契約変更

損害賠償請求の内容

ア(女性)及びイ(男性)の算定内容(1/2 づつ共有の土地でありそれぞれに請求する額である。)

土地売買契約締結日	平成29年2月25日
地中障害物(想定含む)	石綿含有スレート
1 m ³ 毎の処分単価	163,928円
地中障害物が含まれる 土壌の体積(想定含む)	702.87 m ³
処分費用	57,610,036円
弁護士費用(注)	240,844円
請求額合計	57,850,880円

ウ(男性)及びエ(女性)の算定内容(1/2 づつ共有の土地でありそれぞれに請求する額である。)

土地売買契約締結日	平成29年8月26日、平成31年2月21日	
地中障害物(想定含む)	石綿含有スレート	アスファルトガラ
1 m ³ 毎の処分単価	163,928円	81,424円
地中障害物が含まれる 土壌の体積(想定含む)	113.77 m ³	8.44 m ³
処分費用	9,325,044円	343,609円
処分費合計	9,668,653円	
弁護士費用(注)	40,420円	
請求額合計	9,709,073円	

オ 女性の算定内容

土地売買契約締結日	平成28年12月23日、平成29年9月1日、 平成30年9月13日、平成31年2月21日		
地中障害物 (想定含む)	石綿含有スレート	アスファルトガラ	木くず
1 m ³ 毎の処分単価	163,928円	81,424円	14,355円
地中障害物が含まれる 土壌の体積 (想定含む)	198.04 m ³	8.82 m ³	2978.47 m ³
処分費用	32,464,301円	718,159円	42,755,936円
処分費合計	75,938,396円		
弁護士費用(注)	317,468円		
請求額合計	76,255,864円		

注：弁護士費用は、880,000円と想定し、処分費合計で按分した額である。

「報告第1号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年8月17日 午後6時25分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市香川七丁目4番地先
 事故当事者 相手方 市外所在の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年9月3日 相手方より事故発生の連絡を受ける。
 令和2年9月3日 車両損傷事故発生について損害保険ジャパン株式会社に
 電話にて連絡する。
 令和2年9月8日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」の事
 故報告を提出する。
 令和3年1月8日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		1 3 9 , 5 0 5 円
(算出内訳)		(修理費) 1 3 9 , 5 0 5 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠償額	1 3 9 , 5 0 5 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 1 3 9 , 5 0 5 円 × 1 0 0 % = 1 3 9 , 5 0 5 円	

「報告第 2 号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和 2 年 1 0 月 1 日 午前 1 0 時 4 8 分頃
事故発生場所 茅ヶ崎市香川 6 丁目 2 8 番 5 号先
事故当事者 相手方 市内所在の法人
当 方 茅ヶ崎市

經過

令和 2 年 1 0 月 1 日 環境事業センターより事故発生連絡を受ける。

令和 2 年 1 0 月 1 日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会
へ電話で連絡する。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日 自動車損害共済事故報告書を公益社団法人全国市
有物件災害共済会に提出する。

令和３年　１月２０日　専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		1 2 5 , 5 4 3 円
(算出内訳)		(修理費) 1 2 5 , 5 4 3 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠 償 額	1 2 5 , 5 4 3 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 1 2 5 , 5 4 3 円 × 1 0 0 % = 1 2 5 , 5 4 3 円	

「報告第3号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年1月7日 午前10時30分頃
 事故発生場所 藤沢市鵜沼石上二丁目7番1号 神奈川県藤沢合同庁舎駐
 車場内
 事故当事者 相手方 市外所在の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年1月7日 学校教育指導課より事故発生の連絡を受ける。
 令和3年1月7日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ電
 話で連絡する。
 令和3年1月7日 自動車損害共済事故報告書を公益社団法人全国市有物
 件災害共済会に提出する。
 令和3年2月5日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		4 2 7 , 6 6 9 円
(算出内訳)		(修理費) 2 4 0 , 6 6 9 円 (代車費用) 1 8 7 , 0 0 0 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠 償 額	4 2 7 , 6 6 9 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $4 2 7 , 6 6 9 \text{ 円} \times 1 0 0 \%$ $= 4 2 7 , 6 6 9 \text{ 円}$	